

(公印・契印省略)

総基料第216号  
令和3年9月17日

株式会社NTTドコモ  
代表取締役社長 井伊 基之 殿

総務省総合通信基盤局長  
二宮 清治

電気通信事業法の一部を改正する法律の趣旨に沿った公正な競争環境の確保に向けた取組について（要請）

電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）は、その目的として、電気通信事業の公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護することを定めている。

通信料金と端末代金の完全分離、行き過ぎた囲い込みの是正等を内容とする電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第5号。以下「改正法」という。）の施行（令和元年10月1日）から2年を迎えようとする今般、「電気通信市場検証会議競争ルールの検証に関するWG」（主査：新美 育文 明治大学名誉教授）において、改正法により講じた措置の効果等について評価・検証が行われ、本年9月16日に「競争ルールの検証に関する報告書2021」（以下「報告書2021」という。）が取りまとめられたところである。

報告書2021においては、改正法の施行状況として、改正法が目指した効果が一定程度表れつつあると認められる一方で、

- ・ 改正法の施行日より前に約された事業法第27条の3に適合していない契約（以下「既往契約」という。）の解消について、不適合期間拘束契約については、適合契約へ移行さえすれば適合する違約金で事業者を乗り換えることができるという環境改善は進みつつあるものの、なお改正法施行時と比較して5割以上の既往契約が残っており、特に、改正法の施行時から指摘を受けている不適合利益提供等（改正法施行前に提供されていた旧端末購入プログラム）について該当事業者においてこれまで見直しが行われていないこと
  - ・ 改正法に基づく通信料金と端末代金の分離について、端末購入プログラムの提供条件や利用可能なチャネルなど、形式的な条件面での回線契約者と非回線契約者の間の差異は解消されつつある一方で、販売代理店において非回線契約者の加入を拒否するような対応が少なからず行われているなど、実態面においては、なお改正法の趣旨に沿った対応が十分に行われている状況にはないこと
- など、改正法の施行以前から目指してきた公正な競争環境の実現には、なお解決すべき課題が少なからず残っていると考えられるとの提言がなされたところである。

については、改正法の趣旨に沿ったモバイル市場の公正な競争環境の確保に向けて、

速やかに取り組むことが求められる下記の事項を実施するよう要請する。

なお、報告書 2021 において提言がなされた他の事項について、別途、改めて追加的な対応を要請することがあり得るので、申し添える。

## 記

### 1. 既往契約の解消に向けた取組

報告書 2021 においては、改正法施行から 2 年を迎えようとし、また、昨年秋以降、携帯電話事業者各社から低廉な料金プランが次々と発表され、市場全体として競争が活発化等している中、貴社を含む既存大手である MNO 3 社が、事業法第 27 条の 3 の趣旨に反する、囲い込み効果の高い既往契約に加入する利用者を多く抱えたまま、新規事業者や MVNO との間で顧客獲得を争うことは、決して対等な競争条件とはいえず、このため、公正な競争環境を整える観点からは、既往契約を早期に解消するべきであるとされている。

また、総務省においては、既往契約の種類に応じて、その解消の進捗状況や囲い込み効果の程度、また、利用者への影響にも配慮しつつ、既往契約の早期解消に向けたスケジュールを定めた上で、事業者に対し、既往契約をできる限り早期に解消するための積極的な取組を求めることが適当であるとされている。

これらを踏まえ、総務省においては、既往契約全体に係る上記のスケジュールについて整理した上で、公表することを検討しているが、貴社においては、報告書 2021 において過去からの経緯にも言及しつつ極力早急な解消の必要性が指摘されている次の事項について、上記公表を待たず、速やかな撤廃について検討すること。

- ・ 適合契約へ移行した後も解約した不適合期間拘束契約の残余の拘束期間に適合契約を解約した場合には、不適合期間拘束契約による違約金 9,500 円の支払が発生する「違約金の留保」

### 2. 事業法第 27 条の 3 の規律の遵守のための取組

報告書 2021 においては、貴社は事業法第 27 条の 3 の規律を遵守するため、販売代理店への教育・指導を含む各種対応を行っているとしているが、「競争ルールの検証に関する報告書 2020」の公表以降、新しい取組は行われていないことが指摘されている。

これを踏まえ、貴社においては、事業法第 27 条の 3 の規律に反する行為が生じないように、不断の取組を行うこと。

### 3. 端末購入プログラムに関する取組

端末購入プログラムを提供するか否か、また、提供をする場合に、それを事業法第 27 条の 3 の規律の対象となる利益提供 2 万円上限の対象（内数）として提供するか否かは、いずれも貴社の判断である。

報告書 2021 において指摘がなされているとおり、端末購入プログラムについて、貴社は自らの判断として、「回線契約とは切り離している（回線契約を条件としていない）」と説明し、回線契約とセットではない端末単体の値引きとして扱い、事

業法第 27 条の 3 の規律の対象となる利益提供 2 万円上限規制の外側（内数として計上しない形）で提供している。

これらを踏まえ、今後は、最低限、次の取組を行うこと。

- (1) 回線契約者と非回線契約者との間の形式的な提供条件の差異については、合理的な理由がない限り、2022 年 6 月までに全て撤廃すること。
- (2) 利用者において正確な情報が理解されていない現状を早期に是正すべく、正確な説明、周知の徹底に向けて最大限の努力を行うこと。具体的には、少なくとも次のような努力は可能と考えられる。
  - ・ 非回線契約者に対する端末購入プログラム提供拒否など、販売代理店における不適切な対応について、「販売代理店の業務の適正性確保に向けた指導等の措置の実施について（要請）」（令和 3 年 5 月 25 日付け総基一第 59 号）や、事業法第 27 条の 3 の違反を助長する可能性のある手数料・奨励金体系の早急な自主的見直しの検討・実施など報告書 2021 で求められている事項を含め、根絶を図るための対応を取ること。
  - ・ 販売代理店において端末購入プログラムを提供する際、重要事項説明の一環として、利用者に対して、回線契約は条件でないこと、通信契約を他事業者に乗り換えても端末購入プログラムは継続できることなどを確実に説明すること。貴社の端末購入プログラムを案内するウェブサイトや、総合カタログ、ポスター等の店頭ツール等においても、誰が見ても認識できるような分かりやすい形で、上記趣旨を明記すること。
  - ・ 端末購入プログラム加入者に対して、定期的に、上記趣旨を説明したメール等を送付すること。
  - ・ 上記趣旨について、IT ジャーナリストや消費者系のメディア等に対し、定期的にブリーフィングを行う、国民生活センター等に説明を行うなど、社会全体への理解度向上に向けた可能な限りの取組を行うこと。

#### 4. フォローアップのための報告

総務省に対し、1 から 3 までの事項について、これまでの改善状況及び今後の取組方針を本年 10 月 18 日までに報告するとともに、当該報告後、3（2）の事項に係る実施状況について、四半期ごとに、当該四半期の経過後 1 月以内に報告すること。なお、報告のあった内容については、総務省において、一定の加工をした上で公表することがあり得るので、申し添える。

以上

(公印・契印省略)

総基料第 2 1 6 号  
令和 3 年 9 月 1 7 日

KDDI 株式会社  
代表取締役社長 高橋 誠 殿

総務省総合通信基盤局長  
二宮 清治

電気通信事業法の一部を改正する法律の趣旨に沿った公正な競争環境の確保に向けた取組について（要請）

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）は、その目的として、電気通信事業の公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護することを定めている。

通信料金と端末代金の完全分離、行き過ぎた囲い込みの是正等を内容とする電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第 5 号。以下「改正法」という。）の施行（令和元年 10 月 1 日）から 2 年を迎えようとする今般、「電気通信市場検証会議競争ルールの検証に関する WG」（主査：新美 育文 明治大学名誉教授）において、改正法により講じた措置の効果等について評価・検証が行われ、本年 9 月 16 日に「競争ルールの検証に関する報告書 2021」（以下「報告書 2021」という。）が取りまとめられたところである。

報告書 2021 においては、改正法の施行状況として、改正法が目指した効果が一定程度表れつつあると認められる一方で、

- ・ 改正法の施行日より前に約された事業法第 27 条の 3 に適合していない契約（以下「既往契約」という。）の解消について、不適合期間拘束契約については、適合契約へ移行さえすれば適合する違約金で事業者を乗り換えることができるという環境改善は進みつつあるものの、なお改正法施行時と比較して 5 割以上の既往契約が残っており、特に、改正法の施行時から指摘を受けている不適合利益提供等（改正法施行前に提供されていた旧端末購入プログラム）について該当事業者においてこれまで見直しが行われていないこと
  - ・ 改正法に基づく通信料金と端末代金の分離について、端末購入プログラムの提供条件や利用可能なチャネルなど、形式的な条件面での回線契約者と非回線契約者の間の差異は解消されつつある一方で、販売代理店において非回線契約者の加入を拒否するような対応が少なからず行われているなど、実態面においては、なお改正法の趣旨に沿った対応が十分に行われている状況にはないこと
- など、改正法の施行以前から目指してきた公正な競争環境の実現には、なお解決すべき課題が少なからず残っていると考えられるとの提言がなされたところである。

については、改正法の趣旨に沿ったモバイル市場の公正な競争環境の確保に向けて、

速やかに取り組むことが求められる下記の事項を実施するよう要請する。

なお、報告書 2021 において提言がなされた他の事項について、別途、改めて追加的な対応を要請することがあり得るので、申し添える。

## 記

### 1. 既往契約の解消に向けた取組

報告書 2021 においては、改正法施行から 2 年を迎えようとし、また、昨年秋以降、携帯電話事業者各社から低廉な料金プランが次々と発表され、市場全体として競争が活発化等している中、貴社を含む既存大手である MNO 3 社が、事業法第 27 条の 3 の趣旨に反する、囲い込み効果の高い既往契約に加入する利用者を多く抱えたまま、新規事業者や MVNO との間で顧客獲得を争うことは、決して対等な競争条件とはいえ、このため、公正な競争環境を整える観点からは、既往契約を早期に解消するべきであるとされている。

また、総務省においては、既往契約の種類に応じて、その解消の進捗状況や囲い込み効果の程度、また、利用者への影響にも配慮しつつ、既往契約の早期解消に向けたスケジュールを定めた上で、事業者に対し、既往契約をできる限り早期に解消するための積極的な取組を求めることが適当であるとされている。

これらを踏まえ、総務省においては、既往契約全体に係る上記のスケジュールについて整理した上で、公表することを検討しているが、貴社においては、報告書 2021 において過去からの経緯にも言及しつつ極力早急な解消の必要性が指摘されている次の事項について、上記公表を待たず、速やかな撤廃について検討すること。

- ・ 回線契約の継続を条件とする割賦代金の残債免除（旧端末購入プログラム）

### 2. 事業法第 27 条の 3 の規律の遵守のための取組

報告書 2021 においては、貴社は事業法第 27 条の 3 の規律を遵守するため、販売代理店への教育・指導を含む各種対応を行っているとしているが、「競争ルールの検証に関する報告書 2020」の公表以降、新しい取組は行われていないことが指摘されている。

これを踏まえ、貴社においては、事業法第 27 条の 3 の規律に反する行為が生じないように、不断の取組を行うこと。

### 3. 端末購入プログラムに関する取組

端末購入プログラムを提供するか否か、また、提供をする場合に、それを事業法第 27 条の 3 の規律の対象となる利益提供 2 万円上限の対象（内数）として提供するか否かは、いずれも貴社の判断である。

報告書 2021 において指摘がなされているとおり、端末購入プログラムについて、貴社は自らの判断として、「回線契約とは切り離している（回線契約を条件としていない）」と説明し、回線契約とセットではない端末単体の値引きとして扱い、事業法第 27 条の 3 の規律の対象となる利益提供 2 万円上限規制の外側（内数として計上しない形）で提供している。

これらを踏まえ、今後は、最低限、次の取組を行うこと。

- (1) 回線契約者と非回線契約者との間の形式的な提供条件の差異については、合理的な理由がない限り、2022年6月までに全て撤廃すること。
- (2) 利用者において正確な情報が理解されていない現状を早期に是正すべく、正確な説明、周知の徹底に向けて最大限の努力を行うこと。具体的には、少なくとも次のような努力は可能と考えられる。
  - ・ 非回線契約者に対する端末購入プログラム提供拒否など、販売代理店における不適切な対応について、「販売代理店の業務の適正性確保に向けた指導等の措置の実施について（要請）」（令和3年5月25日付け総基一第59号）や、事業法第27条の3の違反を助長する可能性のある手数料・奨励金体系の早急な自主的見直しの検討・実施など報告書2021で求められている事項を含め、根絶を図るための対応を取ること。
  - ・ 販売代理店において端末購入プログラムを提供する際、重要事項説明の一環として、利用者に対して、回線契約は条件でないこと、通信契約を他事業者に乗り換えても端末購入プログラムは継続できることなどを確実に説明すること。貴社の端末購入プログラムを案内するウェブサイトや、総合カタログ、ポスター等の店頭ツール等においても、誰が見ても認識できるように分かりやすい形で、上記趣旨を明記すること。
  - ・ 端末購入プログラム加入者に対して、定期的に、上記趣旨を説明したメール等を送付すること。
  - ・ 上記趣旨について、ITジャーナリストや消費者系のメディア等に対し、定期的にブリーフィングを行う、国民生活センター等に説明を行うなど、社会全体への理解度向上に向けた可能な限りの取組を行うこと。

#### 4. フォローアップのための報告

総務省に対し、1から3までの事項について、これまでの改善状況及び今後の取組方針を本年10月18日までに報告するとともに、当該報告後、3（2）の事項に係る実施状況について、四半期ごとに、当該四半期の経過後1月以内に報告すること。なお、報告のあった内容については、総務省において、一定の加工をした上で公表することがあり得るので、申し添える。

以上

(公印・契印省略)

総基料第216号  
令和3年9月17日

沖縄セルラー電話株式会社  
代表取締役社長 菅 隆志 殿

総務省総合通信基盤局長  
二宮 清治

電気通信事業法の一部を改正する法律の趣旨に沿った公正な競争環境の確保に向けた取組について（要請）

電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）は、その目的として、電気通信事業の公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護することを定めている。

通信料金と端末代金の完全分離、行き過ぎた囲い込みの是正等を内容とする電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第5号。以下「改正法」という。）の施行（令和元年10月1日）から2年を迎えようとする今般、「電気通信市場検証会議競争ルールの検証に関するWG」（主査：新美 育文 明治大学名誉教授）において、改正法により講じた措置の効果等について評価・検証が行われ、本年9月16日に「競争ルールの検証に関する報告書2021」（以下「報告書2021」という。）が取りまとめられたところである。

報告書2021においては、改正法の施行状況として、改正法が目指した効果が一定程度表れつつあると認められる一方で、

- ・ 改正法の施行日より前に約された事業法第27条の3に適合していない契約（以下「既往契約」という。）の解消について、不適合期間拘束契約については、適合契約へ移行さえすれば適合する違約金で事業者を乗り換えることができるという環境改善は進みつつあるものの、なお改正法施行時と比較して5割以上の既往契約が残っており、特に、改正法の施行時から指摘を受けている不適合利益提供等（改正法施行前に提供されていた旧端末購入プログラム）について該当事業者においてこれまで見直しが行われていないこと
- ・ 改正法に基づく通信料金と端末代金の分離について、端末購入プログラムの提供条件や利用可能なチャネルなど、形式的な条件面での回線契約者と非回線契約者の間の差異は解消されつつある一方で、販売代理店において非回線契約者の加入を拒否するような対応が少なからず行われているなど、実態面においては、なお改正法の趣旨に沿った対応が十分に行われている状況にはないこと

など、改正法の施行以前から目指してきた公正な競争環境の実現には、なお解決すべき課題が少なからず残っていると考えられるとの提言がなされたところである。

については、改正法の趣旨に沿ったモバイル市場の公正な競争環境の確保に向けて、

速やかに取り組むことが求められる下記の事項を実施するよう要請する。

なお、報告書 2021 において提言がなされた他の事項について、別途、改めて追加的な対応を要請することがあり得るので、申し添える。

## 記

### 1. 既往契約の解消に向けた取組

報告書 2021 においては、改正法施行から 2 年を迎えようとし、また、昨年秋以降、携帯電話事業者各社から低廉な料金プランが次々と発表され、市場全体として競争が活発化等している中、貴社を含む既存大手である MNO 3 社が、事業法第 27 条の 3 の趣旨に反する、囲い込み効果の高い既往契約に加入する利用者を多く抱えたまま、新規事業者や MVNO との間で顧客獲得を争うことは、決して対等な競争条件とはいえず、このため、公正な競争環境を整える観点からは、既往契約を早期に解消するべきであるとされている。

また、総務省においては、既往契約の種類に応じて、その解消の進捗状況や囲い込み効果の程度、また、利用者への影響にも配慮しつつ、既往契約の早期解消に向けたスケジュールを定めた上で、事業者に対し、既往契約をできる限り早期に解消するための積極的な取組を求めることが適当であるとされている。

これらを踏まえ、総務省においては、既往契約全体に係る上記のスケジュールについて整理した上で、公表することを検討しているが、貴社においては、報告書 2021 において過去からの経緯にも言及しつつ極力早急な解消の必要性が指摘されている次の事項について、上記公表を待たず、速やかな撤廃について検討すること。

- ・ 回線契約の継続を条件とする割賦代金の残債免除（旧端末購入プログラム）

### 2. 事業法第 27 条の 3 の規律の遵守のための取組

報告書 2021 においては、貴社は事業法第 27 条の 3 の規律を遵守するため、販売代理店への教育・指導を含む各種対応を行っているとしているが、「競争ルールの検証に関する報告書 2020」の公表以降、新しい取組は行われていないことが指摘されている。

これを踏まえ、貴社においては、事業法第 27 条の 3 の規律に反する行為が生じないように、不断の取組を行うこと。

### 3. 端末購入プログラムに関する取組

端末購入プログラムを提供するか否か、また、提供をする場合に、それを事業法第 27 条の 3 の規律の対象となる利益提供 2 万円上限の対象（内数）として提供するか否かは、いずれも貴社の判断である。

報告書 2021 において指摘がなされているとおり、端末購入プログラムについて、貴社は自らの判断として、「回線契約とは切り離している（回線契約を条件としていない）」と説明し、回線契約とセットではない端末単体の値引きとして扱い、事業法第 27 条の 3 の規律の対象となる利益提供 2 万円上限規制の外側（内数として計上しない形）で提供している。

これらを踏まえ、今後は、最低限、次の取組を行うこと。

- (1) 回線契約者と非回線契約者との間の形式的な提供条件の差異については、合理的な理由がない限り、2022年6月までに全て撤廃すること。
- (2) 利用者において正確な情報が理解されていない現状を早期に是正すべく、正確な説明、周知の徹底に向けて最大限の努力を行うこと。具体的には、少なくとも次のような努力は可能と考えられる。
  - ・ 非回線契約者に対する端末購入プログラム提供拒否など、販売代理店における不適切な対応について、「販売代理店の業務の適正性確保に向けた指導等の措置の実施について（要請）」（令和3年5月25日付け総基一第59号）や、事業法第27条の3の違反を助長する可能性のある手数料・奨励金体系の早急な自主的見直しの検討・実施など報告書2021で求められている事項を含め、根絶を図るための対応を取ること。
  - ・ 販売代理店において端末購入プログラムを提供する際、重要事項説明の一環として、利用者に対して、回線契約は条件でないこと、通信契約を他事業者に乗り換えても端末購入プログラムは継続できることなどを確実に説明すること。貴社の端末購入プログラムを案内するウェブサイトや、総合カタログ、ポスター等の店頭ツール等においても、誰が見ても認識できるような分かりやすい形で、上記趣旨を明記すること。
  - ・ 端末購入プログラム加入者に対して、定期的に、上記趣旨を説明したメール等を送付すること。
  - ・ 上記趣旨について、ITジャーナリストや消費者系のメディア等に対し、定期的にブリーフィングを行う、国民生活センター等に説明を行うなど、社会全体への理解度向上に向けた可能な限りの取組を行うこと。

#### 4. フォローアップのための報告

総務省に対し、1から3までの事項について、これまでの改善状況及び今後の取組方針を本年10月18日までに報告するとともに、当該報告後、3（2）の事項に係る実施状況について、四半期ごとに、当該四半期の経過後1月以内に報告すること。なお、報告のあった内容については、総務省において、一定の加工をした上で公表することがあり得るので、申し添える。

以上

(公印・契印省略)

総基料第216号  
令和3年9月17日

ソフトバンク株式会社

代表取締役社長執行役員兼CEO 宮川 潤一 殿

総務省総合通信基盤局長  
二宮 清治

電気通信事業法の一部を改正する法律の趣旨に沿った公正な競争環境の確保に向けた取組について（要請）

電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）は、その目的として、電気通信事業の公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護することを定めている。

通信料金と端末代金の完全分離、行き過ぎた囲い込みの是正等を内容とする電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第5号。以下「改正法」という。）の施行（令和元年10月1日）から2年を迎えようとする今般、「電気通信市場検証会議競争ルールの検証に関するWG」（主査：新美 育文 明治大学名誉教授）において、改正法により講じた措置の効果等について評価・検証が行われ、本年9月16日に「競争ルールの検証に関する報告書2021」（以下「報告書2021」という。）が取りまとめられたところである。

報告書2021においては、改正法の施行状況として、改正法が目指した効果が一定程度表れつつあると認められる一方で、

- ・ 改正法の施行日より前に約された事業法第27条の3に適合していない契約（以下「既往契約」という。）の解消について、不適合期間拘束契約については、適合契約へ移行さえすれば適合する違約金で事業者を乗り換えることができるという環境改善は進みつつあるものの、なお改正法施行時と比較して5割以上の既往契約が残っており、特に、改正法の施行時から指摘を受けている不適合利益提供等（改正法施行前に提供されていた旧端末購入プログラム）について該当事業者においてこれまで見直しが行われていないこと
- ・ 改正法に基づく通信料金と端末代金の分離について、端末購入プログラムの提供条件や利用可能なチャネルなど、形式的な条件面での回線契約者と非回線契約者の間の差異は解消されつつある一方で、販売代理店において非回線契約者の加入を拒否するような対応が少なからず行われているなど、実態面においては、なお改正法の趣旨に沿った対応が十分に行われている状況にはないこと

など、改正法の施行以前から目指してきた公正な競争環境の実現には、なお解決すべき課題が少なからず残っていると考えられるとの提言がなされたところである。

については、改正法の趣旨に沿ったモバイル市場の公正な競争環境の確保に向けて、

速やかに取り組むことが求められる下記の事項を実施するよう要請する。

なお、報告書 2021 において提言がなされた他の事項について、別途、改めて追加的な対応を要請することがあり得るので、申し添える。

## 記

### 1. 既往契約の解消に向けた取組

報告書 2021 においては、改正法施行から 2 年を迎えようとし、また、昨年秋以降、携帯電話事業者各社から低廉な料金プランが次々と発表され、市場全体として競争が活発化等している中、貴社を含む既存大手である MNO 3 社が、事業法第 27 条の 3 の趣旨に反する、囲い込み効果の高い既往契約に加入する利用者を多く抱えたまま、新規事業者や MVNO との間で顧客獲得を争うことは、決して対等な競争条件とはいえ、このため、公正な競争環境を整える観点からは、既往契約を早期に解消するべきであるとされている。

また、総務省においては、既往契約の種類に応じて、その解消の進捗状況や囲い込み効果の程度、また、利用者への影響にも配慮しつつ、既往契約の早期解消に向けたスケジュールを定めた上で、事業者に対し、既往契約をできる限り早期に解消するための積極的な取組を求めることが適当であるとされている。

これらを踏まえ、総務省においては、既往契約全体に係る上記のスケジュールについて整理した上で、公表することを検討しているが、貴社においては、報告書 2021 において過去からの経緯にも言及しつつ極力早急な解消の必要性が指摘されている次の事項について、上記公表を待たず、速やかな撤廃について検討すること。

- ・ 回線契約の継続を条件とする割賦代金の残債免除（旧端末購入プログラム）

### 2. 事業法第 27 条の 3 の規律の遵守のための取組

報告書 2021 においては、貴社は事業法第 27 条の 3 の規律を遵守するため、販売代理店への教育・指導を含む各種対応を行っているとしているが、「競争ルールの検証に関する報告書 2020」の公表以降、新しい取組は行われていないことが指摘されている。

これを踏まえ、貴社においては、事業法第 27 条の 3 の規律に反する行為が生じないように、不断の取組を行うこと。

### 3. 端末購入プログラムに関する取組

端末購入プログラムを提供するか否か、また、提供をする場合に、それを事業法第 27 条の 3 の規律の対象となる利益提供 2 万円上限の対象（内数）として提供するか否かは、いずれも貴社の判断である。

報告書 2021 において指摘がなされているとおり、端末購入プログラムについて、貴社は自らの判断として、「回線契約とは切り離している（回線契約を条件としていない）」と説明し、回線契約とセットではない端末単体の値引きとして扱い、事業法第 27 条の 3 の規律の対象となる利益提供 2 万円上限規制の外側（内数として計上しない形）で提供している。

これらを踏まえ、今後は、最低限、次の取組を行うこと。

- (1) 回線契約者と非回線契約者との間の形式的な提供条件の差異については、合理的な理由がない限り、2022年6月までに全て撤廃すること。
- (2) 利用者において正確な情報が理解されていない現状を早期に是正すべく、正確な説明、周知の徹底に向けて最大限の努力を行うこと。具体的には、少なくとも次のような努力は可能と考えられる。
  - ・ 非回線契約者に対する端末購入プログラム提供拒否など、販売代理店における不適切な対応について、「販売代理店の業務の適正性確保に向けた指導等の措置の実施について（要請）」（令和3年5月25日付け総基一第59号）や、事業法第27条の3の違反を助長する可能性のある手数料・奨励金体系の早急な自主的見直しの検討・実施など報告書2021で求められている事項を含め、根絶を図るための対応を取ること。
  - ・ 販売代理店において端末購入プログラムを提供する際、重要事項説明の一環として、利用者に対して、回線契約は条件でないこと、通信契約を他事業者に乗り換えても端末購入プログラムは継続できることなどを確実に説明すること。貴社の端末購入プログラムを案内するウェブサイトや、総合カタログ、ポスター等の店頭ツール等においても、誰が見ても認識できるように分かりやすい形で、上記趣旨を明記すること。
  - ・ 端末購入プログラム加入者に対して、定期的に、上記趣旨を説明したメール等を送付すること。
  - ・ 上記趣旨について、ITジャーナリストや消費者系のメディア等に対し、定期的にブリーフィングを行う、国民生活センター等に説明を行うなど、社会全体への理解度向上に向けた可能な限りの取組を行うこと。

#### 4. フォローアップのための報告

総務省に対し、1から3までの事項について、これまでの改善状況及び今後の取組方針を本年10月18日までに報告するとともに、当該報告後、3（2）の事項に係る実施状況について、四半期ごとに、当該四半期の経過後1月以内に報告すること。なお、報告のあった内容については、総務省において、一定の加工をした上で公表することがあり得るので、申し添える。

以上